

自治会がごみステーションを新設・変更・廃止する場合

(自治会) 事前にごみステーションの設置場所等について、クリーンセンターと協議する。

↓ 協議後

(自治会) 『ごみステーション (新設・変更・廃止) 届出書 (第2号様式)』 提出

添付書類 ・ ごみステーションの位置図
 ・ 土地所有者等の承諾を受けたことが確認できる書類
 (ごみステーションの廃止の場合は除く。)

※収集の開始や終了、場所・形状等の変更を希望する日の15日前までに提出

↓ 届出書の審査

(市) 自治会へ審査結果を通知

↓

(自治会) ごみステーションの新設・変更・廃止

ステーション設置承認基準

- ・利用戸数が10戸以上
- ・安全に収集ができる場所 など

参考 自治会がごみ集積施設を整備する場合【ごみ集積施設整備事業補助金】

ごみ集積施設 (収納容器・散乱防止用品、固定施設) を整備する自治会に対し補助金を交付します。

クリーンセンターと事前協議後、補助金交付申請書等の提出が必要になります。

詳しくはお問い合わせください。

(補助基準)

補助対象		補助率	補助限度額
収納容器・ 散乱防止用品	新設	対象 事業費の 2分の1 の額	散乱防止用品、収納容器 (容量440リットル未満) : 4万4千円
	改修		収納容器 (容量440リットル以上) : 6万円
固定施設	新設		固定施設 : 55万円
	改修		